

青森県報

号外第六十九号

平成十七年
七月六日
(水曜日)

目次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)…

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十四号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の市町村振興課の項の第二十七号中、「個人情報保護審査会」の下に、「市町村合併推進協議会、市町村合併調整委員」を加える。

別表第六青森県個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

青森県	市町村の合併の特例等に	会長	学識経	十人以	二年	委員
市町村	関する法律(平成十六年	委員	験を有	内		の互
合併推	法律第五十九号)第六十		する者			選
進審議	条第一項の規定により同					

会

法第五十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第六十条第二項の規定により知事の諮問に応じ、県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること。

青森県市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。

青森県市町村合併調整委員	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	市町村の合併の特例等に関する法律第六十三条第一項の規定による合併協議会の委員相互の間における市町村の合併に関する協議に係るあつせん及び調停に関すること。	課 興 振 村 町 市
--------------	--	--	--	--	--	--	-------------

別表第六青森県障害者施策推進協議会の項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭